

小郡市こども計画（案）

（令和7年4月 - 令和12年3月）

令和7年3月3日
パブリックコメント

●目次

第1章 小郡市子ども計画の策定にあたって (P2-4)

1. 計画策定の背景と趣旨 P2
2. 計画の位置づけ P2-4

第2章 小郡市がめざす方向 (P5-8)

1. 基本目標 P5
2. 基本方針 P5
3. 大切にしたいポイント P6-7
4. 施策の体系 P8

第3章 基本方針に基づく重点事項と取組 (P9-22)

1. こどもの権利を尊重し、最善の利益を実現する P9-11
2. ライフステージごとにこどもの育ちと子育てを支える P12-15
3. あらゆる子どもと家庭に対し、きめ細やかな支援を届ける P16-19
4. こどもを安心して生み育てられ、こどもが豊かに育つまちづくり P20-22

第4章 教育・保育、地域子育て支援事業の量の見込と確保方策 (P23-32)

1. 教育・保育の給付 P23-26
2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込及び提供体制の確保 P27-32

第5章 計画の推進体制 (P33)

1. 計画の推進体制 P33
2. 計画の進行管理 P33
3. 計画の情報提供・周知 P33

第1章 小郡市子ども計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

人口減少による少子高齢化の進展に加え、コロナ禍などにより社会が大きく変化しています。同時に、子どもや家族の環境は多様化し、それぞれが抱える課題も様々です。

また、児童虐待対応の増加など「子どもの最善の利益」が脅かされている状況の中、子どもたちの健やかな育ちと豊かで安全・安心な暮らし、快適に子育てができる環境を行政と地域社会がともに築いていくことが求められています。

このような中、国では令和5年4月に「子ども基本法」が施行、同年12月には「子ども大綱」が策定されました。これらをふまえ、小郡市では全ての子どもが権利を保障され、健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会(子どもまんなか社会)づくりをめざし、子ども基本法に基づく「小郡市子ども計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども基本法第10条第2項に基づく「市町村子ども計画」として策定します。また、同条第5項に基づき、下記の子ども・子育て関連計画を統合した一体的な計画として策定します。

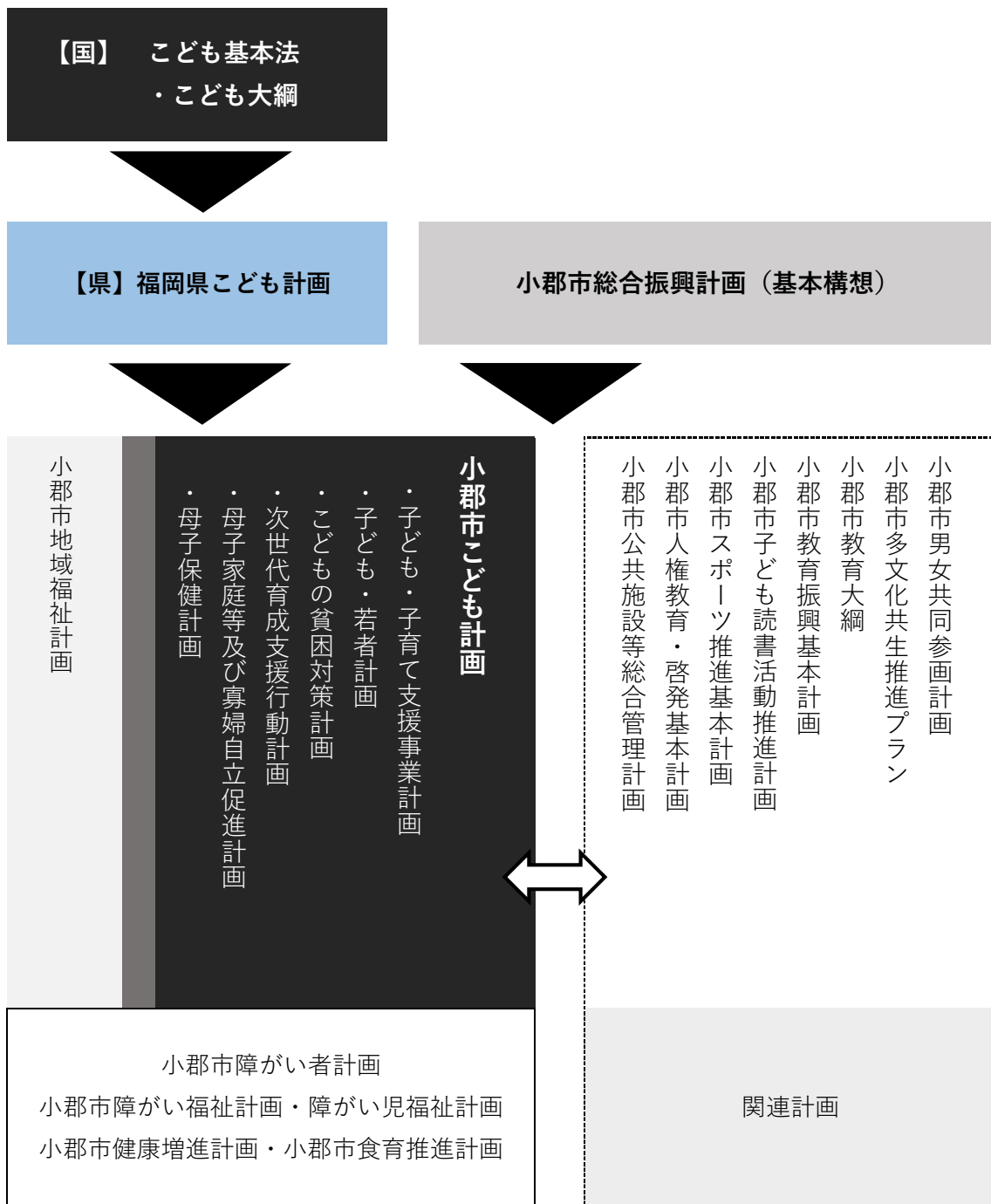
小郡市では、第6次総合振興計画に掲げている取組である「子ども・子育て支援の充実」の基本目標を次のとおりに定めています。

『子どもの最善の利益が実現され、一人一人の子どもの健やかな成長に向けて、地域や社会が保護者に寄り添い、子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、子育ての喜びを感じることができるよう環境整備を図ります。』

上位計画である総合振興計画をはじめ、関連計画との整合性を図り、小郡市モデルの「子どもまんなか社会」の実現をめざします。

- ①子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ②子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ③子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」
- ④次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」
- ⑤母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」
- ⑥成育医療等基本方針に基づく「母子保健計画」

【計画の関係図】



【計画の対象】

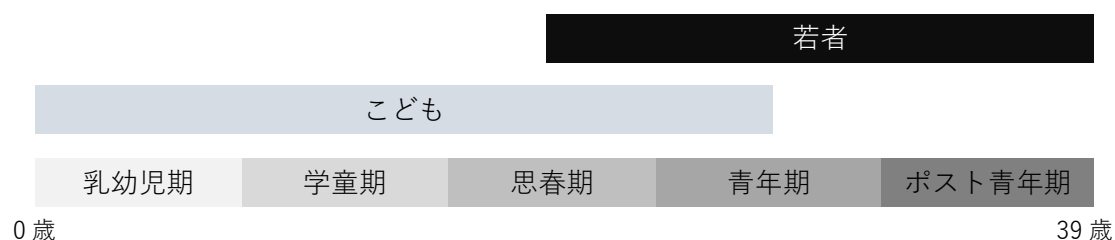
本計画は、すべての市民に関わるものです。

ただし、「こども」・「若者」は0歳から39歳までの人とします。

こども基本法において、「こども」は、年齢で定めるのではなく、心と身体の発達過程にいる人とされていることから、この計画においては年齢の区切りは設定しません。

「若者」に関しては、下記の表のとおり、子ども・若者育成支援推進大綱を参考に39歳までと定義しています。

また、「こども」と「若者」の移行期には、両方の取組が該当する場合があるものと考えています。



【計画の期間】

小郡市こども計画の計画期間は5年間で、令和7年度から令和11年度までです。年度毎に進捗状況を確認するとともに、最終年度は5年間の振り返りを行い、次期計画に反映します。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	次期 計画
5年間					5年間					
小郡市子ども子育て・支援事業計画 (第2期)					小郡市こども計画					

第2章 小郡市がめざす方向

1. 基本目標

**全てのこども・若者が健やかに育ち、心地よく幸せに暮らせるよう
こども・若者・家庭に、地域や社会が寄り添うまち**

第1期・第2期のこども・子育て支援事業計画では、地域と社会が保護者に寄り添い、子育ての負担や不安・孤立感を和らげ、すべての親子が子育てを通して、喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことをめざし、基本目標を次の通りに掲げて取組をすすめてきました。

『子ども達の明るい声がこだまするまち

～育てよう、未来の宝 おごおりっ子、力を合わせて子育て応援～』

また、令和5年4月に制定されたこども基本法において、初めてこどもが権利主体であることが定められました。加えて、こども大綱では、こどもや子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに「こどもまんなか社会」を実現していくものとされています。ついては、これまでの本市の取組の経過と、こども基本法・こども大綱の考え方をふまえ、上記の目標を掲げます。

2. 基本方針

1. こどもの権利を尊重し、最善の利益を実現する
2. ライフステージごとにこどもの育ちと子育てを支える
3. あらゆるこどもと家庭に対し、きめ細やかな支援を届ける
4. こどもを安心して生み育てられ、こどもが豊かに育つまちづくり

3. 大切にしたいポイント

★基本目標の達成にむけてオール小郡で取組む

全てのこども・若者が健やかに育ち、心地よく幸せに暮らせるよう
こども・若者・家庭に、地域や社会が寄り添うまち

こども・若者のために整えたい環境

(1) こどもの権利が守られる

子どもの権利条約及びこども基本法の精神に則り、こどもを権利主体として尊重し、こどもの最善の利益が優先される地域社会をつくります。

(2) 意見を言うことができ、その意見が生活や社会に反映される

こどもの生活に関係のある制度や取組を考えるにあたって、こどもの意見を聞く機会をつくり、その意見を反映できるような仕組みを検討します。

また、こどもが意見しやすい場や雰囲気づくりに努めます。

(3) 自分の生活や将来のために自らが選択できる

あらゆるこども・若者が、育つ過程の中で必要とされる体験や経験に恵まれ、自分の希望する生活や将来にむけて、あらゆる選択が可能になるような安定した生活ができる環境を整えます。

(4) それぞれに安心できる居場所がある

こども・若者が、人とのつながりを感じられる居場所づくりに努めます。当事者の視点に立ち、物理的な場所にこだわらず、あらゆる場や機会が居場所となるよう地域社会全体で取組みます。

小都市の基本姿勢

(1) こども・家庭を応援する

こども・若者・家庭を中心に、本人たちの希望に耳を傾け、それに応じて支援や制度の新設・見直しを検討します。

(2) こどもの視点で考える

こどもの意見に耳を傾けることはもちろんですが、自分の状況を言葉でうまく伝えられない場合もあります。当事者であるこどもたちの視点に立って関わり方を考えます。

(3) こども・家庭の状況に合わせて考える

こども・家庭の状況は多様化しています。それぞれのこども・家庭によって困りごとや必要とされている支援は異なります。一律の支援でなく、そのケースに応じた関わり方を考えます。

(4) こども・家庭とのあらゆる接点を関係づくりのきっかけにする

こども・家庭とは、妊娠から出産、乳児期から青年期まで、行政機関や教育・保育機関、学校、児童支援の事業者、住んでいる地域の方たちなど、様々な場面で多くの人との接点があります。その接点をきっかけとし、関わりをつくることができるよう努めます。

(5) こども・家庭の困り事や課題を見落とさない

こども・家庭が抱えている困り事や課題に関する相談にしっかりと耳を傾けます。一方で、本人たちが言葉にできない事や気づいていないこと、相談することが難しいことに、それぞれの機関が気づくフィルターの機能を高め、課題の早期発見と早期支援に努めます。

(6) こども・家庭の見守りが続けられる仕組みや環境をつくる

こども・家庭の困りごとや課題に気づくフィルター機能をもつ機関と機会を線でつなぎ、見守りが途切れない仕組みをつくります。併せて、こども家庭支援センターが中心となって情報を集約し、継続した見守りが可能となるよう環境を整備します。

(7) 地域社会のつながりでこども・家庭の孤立を防ぐ

こども・家庭が孤立しないよう、行政機関・保育教育機関や地域をはじめ、こどもに関わる団体、企業など、様々な主体同士のネットワークを構築します。

それによって、あらゆる機関と機会を重層的に張り巡らせ、関わりの網の目を細かくすることで、孤立したこども・家庭をつくらぬ地域社会を目指します。

また、こども・家庭の見守りや居場所の提供をしてくれる地域資源の発掘に努めます。

4. 施策の体系

基本方針	重点事項	具体的な取組
1. こどもの権利を尊重し、最善の利益を実現する	こどもまんなか社会の創造と実現	(1) こどもの権利の共有と啓発
		(2) こどもの意見表明の機会と意見反映の仕組づくり
2. ライフステージごとにこどもの育ちと子育てを支える	妊娠・出産、こどもの育ちに応じた切れ目のない支援体制づくり	(1) こども家庭支援センターの機能の拡充
		(2) 妊娠から出産、母子支援と幼児期の取組
		(3) 学童期・思春期の取組
		(4) 青年期の取組
3. あらゆるこどもと家庭に対し、きめ細やかな支援を届ける	こどもひとりひとりの育ちと自立を支える	(1) 児童虐待防止の推進
		(2) ヤングケアラーの把握と支援
		(3) こどもの貧困対策
		(4) ひとり親家庭等の支援
		(5) 障がい児と家庭の支援
		(6) 医療的ケア児と家庭の支援
		(7) 外国にルーツをもつこども・家庭の支援
4. こどもを安心して生み育てられ、こどもが豊かに育ちつちづくり	オール小郡でこどもを育て・子育てを支える	(1) 地域資源のネットワークづくりと人材の発掘
		(2) 多様な人との交流と体験機会の提供
		(3) 多様な居場所づくりの推進
		(4) こどもの育ちや子育てに関する学びや体験機会の提供
		(5) 調和のとれた子育て・仕事・生活の推進
		(6) こども・子育てにやさしい環境づくり

第3章 基本方針に基づく重点事項と取組

1. こどもの権利を尊重し、最善の利益を実現する

【重点事項】

こどもまんなか社会の創造と実現

こどもを権利主体として、社会を構成する一員として、本人たちの声が届き、地域社会に関わっていけるような環境をつくります。

そのために、子どもの権利条約やこども基本法の基本理念など、こどもの権利に関する理解を深める啓発や学習事業を行います。

また、行政機関が先頭にたち、こどもたちの声を聞き、社会に反映するため仕組みづくりを行い、その仕組みを地域や企業を含めた小郡市全体に広がっていきます。

《これまでのふりかえり》

○これまでの取組

こどもの人権保障という視点で、関連する条約・法律などの理念に則り、啓発を推進してきました。その中で、児童虐待やいじめ・不登校、貧困など、こどもの人権が侵される内容を中心とした啓発活動を行ってきました。

また、人権・同和教育を学校や人権のまちづくりと連携しながら推進し、地域住民と一体となった人権啓発を行ってきました。

●課題

こどもの人権について、一般的な啓発を行ってきた経過がありますが、子どもの権利条約やこども基本法の基本理念などの具体的な内容に関する啓発は十分ではありません。

また、人権啓発に関する事業は、参加者が固定化している傾向にあり、広く市民に啓発できるように工夫する必要があります。

こどもの意見表明の機会づくりと反映に関しては、これまで行ってきた市の施策づくりにおけるワークショップで一部取り入れています。今後はさらに積極的に行っていく必要があります。

《これからの取組》

(1) こどもの権利の共有と啓発

子どもの権利条約やこども基本法に基づき、こどもひとりひとりが権利主体であることや、健やかな成長が保証されるべき存在であることなど、こどもの権利に関し、教育委員会や教育・保育機関と連携しながら市民に対して啓発や研修事業などを行います。

また、こどもの権利侵害に関する相談窓口の周知に努めます。

さらに、学校や「人権のまちづくり」と連携のもと、人権・同和教育の推進を図り、地域住民と一体となった人権啓発を行います。

- ・ こどもの権利に関する啓発や研修事業
- ・ こどもの権利に関する情報発信
- ・ こども権利条例（仮称）の制定
- ・ 人権・同和教育の推進

(2) こどもの意見表明の機会と意見反映の仕組みづくり

市が先頭に立ち、こどもの生活に関係のある制度や取組の検討にあたっては、こどもの意見を聞く機会をつくります。

また、こどもが意見しやすい場や雰囲気づくりに努めるとともに、声を届けることに困難のあるこどもの意見を吸い上げられる意見聴取の取組を行います。

その上で、こどもの最善の利益の視点に基づいて、意見の反映を推進します。

- ・ 市の施策検討に係るこどもの意見表明の機会づくり
- ・ 市の施策にこどもの意見を反映させる仕組みづくり

みんなに知ってほしい！子どもの権利条約&こども基本法

●子どもの権利条約

世界中すべての子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。1989年11月20日、国連総会において採択され、日本は1994年に批准しました。子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つの原則で表されています。

1. 差別の禁止（差別のないこと）

2. 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

3. 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

4. 子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

○こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に施行されました。6つの基本理念は、子どもの権利条約の4つの原則の趣旨を踏まえて規定されています。

1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3. すべてのこどもは、年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。

4. すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

2. ライフステージごとにこどもの育ちと子育てを支える

【重点事項】

妊娠・出産、こどもの育ちに合った切れ目のない支援体制づくり

妊娠時の母子手帳の発行から出産後の赤ちゃん訪問、その後のこどもの育ちに合った様々な機会の設定や関係機関との連携を通じて、切れ目のない支援を目指します。

特に、令和5年4月1日に設置したこども家庭支援センターの機能の拡充を図り、行政機関だけでなく保育・教育機関や地域、こども子育てに関わる団体等と重層的なネットワークを形成し、困難を抱えるこども・家庭の課題の早期発見と早期支援、継続した見守り体制の構築を図ります。

《これまでのふりかえり》

○これまでの取組

妊娠からスタートする切れ目のないこども・子育ての支援体制づくりのため、令和5年4月にこども家庭支援センターを設置しました。これまで各セクションが専門的な観点から様々な支援をしていたものを一つなぎにすることを目指したものです。

また、令和6年7月には、小郡市総合保健福祉センターあすてらす内に全てのこども政策担当課を集約するとともに、こども家庭支援センターの核となる部署として、児童福祉と母子保健の機能を統合したこども家庭支援課を新設しました。

●課題

こども家庭支援センターの設置により、各セクション間の連携がスムーズになった一方、情報の集約と活用に課題があります。

また、こどもの発達や子育てに課題を抱える家庭の早期発見と早期支援の仕組みづくりや、伴走型支援を行うためのサポートプランの作成など、取組の充実が求められています。

また、中学校卒業後も継続して支援が必要な児童や若者などの、青年期に対する取組が十分ではありません。

《これからの取組》

(1) こども家庭支援センターの機能の拡充

妊娠からスタートする切れ目のないこども・子育ての支援体制を強化します。こどもの育ちと子育てに関するワンストップの相談窓口としてあらゆる相談に対応します。

それによって、困難を抱えるこども・家庭の課題の早期発見と早期支援を目指します。

また、支援が必要なこどもや家庭に関する情報が集約され、適切に活用することで、継続した支援を可能とする環境を整備します。

- ・ こども家庭支援センターを中心とした一体的なこども子育て支援の体制づくり
- ・ 困難を抱えるこどもや家庭に対する支援のマネジメント

(2) 妊娠から出産、母子支援と幼児期の取組

《母子保健事業》

妊娠や出産は、その後の母子の健康と健やかなこどもの育ちに影響のある大切な期間である一方、不安や負担を感じやすい時期でもあります。母子健康手帳交付や妊婦等包括相談支援事業、乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業などの機会を通じて、保健師や助産師等の専門職が保護者とこどもとの接点をつくり、妊娠・出産・子育ての過程の中で抱えているこどもの育ちや子育てに対する課題に対して伴走型の支援を行うとともに、適切な支援機関に接続します。

また、産後ケア事業の利用促進を図り、保護者の育児不安解消や休養を促すことで、健やかな育児を支援します。

加えて、不妊不育に関する情報提供や未熟児支援、小児医療の連携強化など、安心して妊娠と出産が可能となる環境づくりに努めます。

- ・ 母子保健によるポピュレーション体制の充実
- ・ 相談支援事業の充実
- ・ 産後ケア事業の利用促進

《子育て支援事業》

乳幼児の健やかな成長や発達を支えるとともに、子育て中の保護者の孤立や育児負担の軽減を図ります。

社会ニーズに合わせて、教育・保育の受入体制を確保するとともに、保育士確保の取り組みを進め、待機児童の解消及び適切な受入数となるように努めます。

そして、インクルーシブ保育を推進する中で、こどもたちの豊かな資質、能力を育むために、家庭、保育所（園）、幼稚園などの関係機関が連携するとともに、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を行います。

また、子育て支援センターは、地域の身近な相談窓口として未就園児の育児相談、学習機会や交流の場の提供を行います。

さらに、こども誰でも通園制度、一時預かり事業及び病児保育事業をはじめ、多様な子育てニーズに対応した地域子育て支援事業の充実を推進します。

- ・教育・保育事業の給付
- ・質の高い教育・保育の提供
- ・地域子育て支援事業の充実

（３）学童期・思春期の取組

学童期から思春期にかけてのこどもは、心身の発達とともに社会性と自己肯定感を育んだり、心のゆらぎの中で自分と向き合いながらアイデンティティを形成したりする時期です。このような成長過程にあるこどもたちが、家族や友達、大人との関わりをとおして、学習や遊び、体験などの機会に触れ、健やかに成長していける環境を作ります。

学校では、確かな学力が身につく教育環境づくりと、それぞれの特徴に応じたきめ細やかな対応により、あらゆるこどもたちの自己実現にむけた成長を促します。

そして、児童虐待や不登校、いじめや自殺などの予防と対応を行います。その中で、学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携による相談体制の充実を図り、困難を抱えるこどもや保護者の支援を行います。

また、放課後や休日の居場所となる放課後児童クラブや、地域での見守り、様々な機会づくりなどを行い、地域社会全体でこどもたちの成長を支えます。

- ・豊かな心と確かな学力の育成
- ・関係機関の連携と相談体制の充実
- ・こどもたちの抱える課題に応じたきめ細やかな対応
- ・学校・地域・家庭の連携

(4) 青年期の取組

青年期は、自立した大人になる準備の期間であり、進学や就職など、自らの将来の選択にむけて力をつけ、社会の一員としての生き方を探る時期です。青年期の若者たちが、自分のペースで将来の生活や進路などの希望を見つけることができるよう、機会の提供や就労支援を行うとともに、若者が抱える様々な困難や課題に関する相談機関の周知を図ります。

また、結婚・妊娠・出産・子育てに希望がもてるような取組を推進します。

- ・若者の就労支援
- ・若者やその家族に対する相談体制の充実

3. あらゆる子どもと家庭に対し、きめ細やかな支援を届ける

【重点事項】

子どもひとりひとりの育ちと自立を支える

子ども・家庭が抱える課題は社会の変化とともに多様化しています。小郡市でも、児童虐待や子どもの貧困、ひとり親などの家庭に起因する課題に加え、障がい児や医療的ケア児、外国にルーツを持つ子ども、多様な性の理解など、子どもひとりひとりの状況に応じたきめ細やかな対応が求められています。

行政機関や保育・教育機関だけでなく、地域をはじめ、子どもに関わる団体、企業など、多様な主体の関わりと連携により、あらゆる子ども・家庭が安定した生活ができる環境を整え、子どもひとりひとりの豊かな育ちと将来の自立を支えます。

《これまでのふりかえり》

○これまでの取組

子どもや家庭の課題や状況に応じて、各部署の連携による支援を行ってきましたが、子ども家庭支援センターを設置したことで、よりスムーズな情報の共有と横断的な対応が可能となりました。母子保健事業や保育所・幼稚園の入所、児童手当などの各種手続をはじめ、様々な機会が相談の入口となり、子ども・家庭の抱える課題の気づきにつながっています。

また、要保護児童対策地域協議会を中心とし、様々な関係機関と連携しながら、児童虐待の防止に努めてきました。

●課題

児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラーの問題など、多様で複雑化している子ども・家庭に関する課題は、多様な主体の関わりと長期的な視点に立った支援を可能とする体制が必要です。

また、社会全体で子どもたちを見守っていく機運を高めるための啓発や学習の取組の充実が求められています。

そして、様々な背景を抱えた子どもたちひとりひとりが大切にされ、安心して生活できるような環境を整えなければなりません。

《これからの取組》

(1) 児童虐待防止の推進

本市においても、児童虐待の相談対応件数は増加傾向にあります。要保護児童対策地域協議会を中心とし、こども家庭支援センターや保育・教育機関などの関係機関と連携しながら、児童虐待の早期発見と早期対応に努めます。

また、関係機関に対して、児童虐待の現状や虐待を発見した際の対応などに関する研修を実施するとともに、市民に対して広く児童虐待防止に関する啓発事業を行い、地域でのこどもの見守り機能の向上を図ります。

- ・ 要保護児童対策地域協議会による虐待防止活動
- ・ 要保護児童対策地域協議会関係者への研修事業
- ・ 児童虐待防止に係る啓発事業

(2) ヤングケアラーの把握と支援

ヤングケアラーとは、こどもや若者が家族の介護やその他の日常生活上のケアが原因で、成長や自立のために必要な体験や勉強の時間を奪われたり、ケアによって心身に負担が生じたりしている状態をいいます。

ヤングケアラーコーディネーターを配置し、教育機関と連携してヤングケアラーを把握するとともに、本人とその家庭に対して適切な支援を行います。

- ・ ヤングケアラーコーディネーターの配置
- ・ ヤングケアラーの把握調査
- ・ ヤングケアラー及び家庭に対する支援

(3) こどもの貧困対策

こども自身の今や将来の選択が、生まれ育った環境により左右されないよう、学習や体験の機会の確保に努めるとともに、福祉機関等と連携しながら、保護者に対する経済的負担軽減や就労支援を行います。

また、こども食堂やフードバンクなどの取組を行う地域の団体の発掘とネットワークづくりを推進し、困難を抱える家庭の支援につなげます。

- ・ 福祉制度等を利用した経済的支援
- ・ 子育て支援サービス利用の減免
- ・ 生活困窮者自立支援事業、家計改善支援事業

(4) ひとり親家庭等の支援

ひとり親家庭の保護者に対する相談支援を充実させ、困りごとに応じてひとり親サポートセンターなどの専門機関等と連携を図ります。

また、ひとり親への経済的な支援とともに、自立や安定した就労のための資格取得の支援や保育施設や放課後児童クラブ（学童保育所）の受入確保、子育て支援サービスの利用料の減免などを行い、ひとり親家庭の安定した生活を支えます。

- ・母子父子自立支援員による相談支援
- ・ひとり親への経済支援
- ・ひとり親への子育て支援事業利用の配慮

(5) 障がい児と家庭の支援

教育・保育機関や学校機関において、ひとりひとりの特性にあった教育・保育の充実を図ります。加配職員や支援員を配置し、こどもの日常生活や学習の支援を行います。特別な配慮を要する児童への対応に関する研修会を実施し、保育・教育環境の向上に努めます。

また、こども家庭支援センターに利用者支援専門員を配置し、こどもの発達に応じた相談支援を行うとともに、相談者に寄り添い適切な支援機関への接続を行います。

加えて、児童発達支援や放課後等デイサービス等の福祉サービスの各種助成制度の利用を促進するとともに、特別児童扶養手当や障がい児福祉手当、重度障がい者医療費支給制度により、経済的な負担の軽減を行います。

- ・保育・教育機関への加配職員及び学校への支援員の配置の推進
- ・特別な配慮を要する児童に対する生活・教育支援
- ・利用者支援専門員の配置と相談体制の充実
- ・障がいに応じた図書提供と利用支援
- ・福祉サービス及び各種助成制度の利用促進
- ・障がいを抱えるこどもや家庭への経済的支援

(6) 医療的ケア児と家庭の支援

日常生活や社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である医療的ケア児とその家族に対して支援を行います。

支援が保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる医療的ケア児に関するコーディネーターを配置し、児童の状況把握と相談対応、ケースに応じた関係機関の連携を図ります。

- ・医療的ケア児コーディネーターの配置

(7) 外国にルーツをもつ子ども・家庭の支援

学校および地域で、外国にルーツをもつ子どもへの学習支援を行うとともに、地域での国際理解の取組を推進します。

また、日本語が理解できない事を理由に必要な支援が受けられないことがないように子どもに関する様々な支援制度や手続きの方法について、やさしい日本語を活用した情報発信や、電話通訳を用いた多言語により情報提供を行います。

- ・ たなばた子ども教室の開催
- ・ 学校における学習支援員の配置
- ・ 地域での国際理解の取組
- ・ やさしい日本語を活用した情報発信
- ・ 多言語による柔軟な情報提供

4. こどもを安心して生み育てられ、こどもが豊かに育つまちづくり

【重点事項】

オール小郡でこどもを育て・子育てを支える

保護者の働き方やライフスタイルが多様に変化している状況の中、「こどもの最善の利益」が守られる育ちの環境や家庭づくりにあたっては、社会全体での取組が必要です。

特に、こどもの安全・安心、人との交流や体験機会、安心できる居場所の確保に関しては、地域社会の関わりが大切です。地域でこどもや家庭に関わる資源の発掘を行い、子育ての負担や不安、孤立感を和らげられるような、こども・家庭に地域や社会が寄り添ったまちづくりをめざします。

また、保護者の仕事と生活、子育ての調和が図られるよう、制度の普及啓発や制度の充実を図るとともに、将来の結婚やこども・子育てに希望をもち、安心して暮らしていける未来が想像できるような取組を検討します。

《これまでのふりかえり》

○これまでの取組

小郡市では以前から家庭・学校・地域の関わりによって、こどもたちを見守り、子育て家庭を応援してきました。地域の方たちによる児童の登下校の見守りや、こどもたちの体験機会と居場所を提供するアンビシャス広場の活動など、多様な地域の活動が行われています。

また、市は地域の企業などの関係機関と連携しながら、多様な働き方や育児休業制度の取得の推進など、子育てしやすい環境づくりに向けた啓発に努めてきました。

ハード面でも、公共施設の整備は、福祉的な視点と合わせて、こどもや子育て中の方に配慮しながら計画的に進めてきました。

●課題

こどもの貧困やヤングケアラーをはじめ、多様化している課題の解消には、地域社会全体の関わりが必要です。地域活動の担い手が少なくなり活動の継続が困難になっている状況の中で、新たな地域資源の発掘やネットワークづくりが求められています。

また、子育てしやすいと感じられる環境づくりに関しては、社会全体で取組むべき問題であり、行政・企業・地域の連携により、機運を高めていかなければなりません。

《これからの取組》

(1) 地域資源のネットワークづくりと人材の発掘

これからの豊かなこども・子育て環境づくりにおいては、地域社会の関わりがますます重要になります。市内では、自治会や校区まちづくり組織、主任児童委員や民生委員児童委員のみなさん、こども食堂や居場所づくりを行うこども・子育て支援に関する市民活動を行うグループ、事業所も含めた多様な主体によってこどもや家庭の暮らしが支えられています。

こういったみなさんの活動をサポートするとともに、ネットワークづくりと新たな人材の発掘を行います。

- ・自治会、校区まちづくり組織、市民活動団体の支援
- ・団体同士のネットワークづくり

(2) 多様な人との交流と体験機会の提供

こどもが、多様な多世代の人と出会い、さまざまな遊びや体験ができる機会づくりを行います。市の取組とあわせて地域コミュニティや青少年育成団体をはじめとする地域資源と連携しながら、年齢や発達に応じた学習やスポーツをはじめ、乳幼児との触れ合いを通じた心を育む体験や、生きる力を育む体験活動など、様々な体験機会を提供します。

また、多様で多世代の人との交流を促進し、こどもたちの豊かな成長を促します。

- ・学び場支援事業
- ・地域での体験活動の推進

(3) 多様な居場所づくりの推進

こどもや若者が安心して生活していく上では、安心や居心地のよさを感じる居場所があることが大切であり、それぞれに合わせた多様な居場所づくりが求められています。

国が示す「こどもの居場所づくりに関する指針」では、「物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得る。」とされています。

市の取組のほか、地域で居場所を提供している様々な団体と連携しながら、あらゆる方法による居場所づくりを推進します。

- ・地域でのこども・若者の居場所づくりの推進

(4) こどもの育ちや子育てに関する学びや体験機会の提供

家庭の生活スタイルの変化などにより、こどもたちの生活習慣も多様化しています。こどもの健やかな成長を促進するための基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上にむけて、こどもや保護者、子育てに関わる家族に対する学習機会や、子育ての思いを共有できる仲間づくりの場を提供します。合わせて、健康づくりや食育を推進します。

- ・家庭教育支援事業
- ・規則正しい生活習慣づくりの推進

(5) 調和のとれた子育て・仕事・生活の推進

子育て・仕事・生活の調和により、快適な家庭生活が保たれ、こどもの健やかな成長が期待されます。家族のあり方の多様化に合わせた子育て支援サービスの充実を図るとともに、性別に関わらず、家族全員が主体的に家庭生活を支えていけるように、家事・育児に関する学習や、ようこそ赤ちゃん教室などの体験機会の提供を行います。

また、企業や労働者に対する多様な働き方や育児休業制度などの情報提供に努めます。

- ・地域子育て支援事業の充実
- ・家庭での家事や育児の分担に関する啓発
- ・多様な働き方に関する啓発

(6) こども・子育てにやさしい環境づくり

こどもや子育て家庭が快適で安全に生活ができるような環境づくりを推進します。

公共施設等総合管理計画の内容をふまえ、市庁舎、市営住宅、体育館、文化会館、コミュニティセンター、公園などの公共施設の建て替えや改修を実施する場合は、こどもや子育て家庭の利用に配慮するとともに、バリアフリー化を推進し、こどもが集りやすい場づくりに努めます。

特に、教育・保育施設に関しては、室内外の保育環境の改善、園庭、遊具及び冷暖房設備の老朽化に対応した改修・更新、トイレや手洗い場など水回りの環境改善、利便性向上のための教育・保育施設の駐車場整備など、日常の安全性と快適性に配慮した整備を行います。

また、子育て家庭が利用しやすい地域公共交通の仕組みづくりのほか、防犯・防災に関する取組の充実など、こども・子育てにやさしいまちづくりを進めます。

- ・こどもや子育て家庭に配慮した公共施設の整備
- ・こどもや子育て家庭の安全安心の環境づくり

第4章 教育・保育、地域子育て支援事業の量の見込と確保方策

1. 教育・保育の給付

(1) 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法に基づく基本方針では、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定することとされています。

本市の「教育・保育提供区域」については、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズに柔軟に対応できるよう、教育・保育提供区域を1区域（全市）とします。

(2) 量の見込及び提供体制の確保方策の考え方

量の見込及び提供体制の確保方策は、計画期間中（令和7年度～令和11年度）の人口推計、保護者へのニーズ調査結果、各事業の前期計画時（令和2年度～令和6年度）の利用実績などをふまえ設定しました。

提供体制の確保にあたっては、既存の保育所・幼稚園・認定こども園のほか、企業主導型保育事業等の連携のもと取り組んでいきます。令和7年度以降は、小規模保育所や保育所の新設が見込まれていますが、引き続き各園への施設改修・増築等の助成や保育士確保支援を行うとともに、必要に応じて認定こども園への移行支援を行います。

※確保方策＝量の見込に対して供給できるサービス等の量を示しています。

(3) 確保方策の区分

区分	対象	利用可能施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもで、 2号以外のこども	認定こども園 幼稚園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもで、 保護者の就労や疾病などで家庭において 必要な保育を受けることが困難なこども	認定こども園 保育所（園）
3号認定	満3歳未満の小学校就学前のこどもで、 保護者の就労や疾病などで家庭において 必要な保育を受けることが困難なこども	認定こども園 保育所（園） 小規模保育

(参考) 教育・保育に関する施設の分類

種別	区分	施設・事業
認可施設	教育保育施設	認定こども園 幼稚園 保育所（園）
	地域型保育事業	小規模保育事業
認可外保育施設	企業主導型保育事業	

(4) 各年度における教育・保育の量の見込及び確保方策について

○利用実績値

単位：人／年※年間延べ利用人数	区分				
	1号	2号	3号		
			0歳児	1歳児	2歳児
令和2年度	825	835	145	217	268
令和3年度	727	896	149	227	263
令和4年度	661	929	114	234	272
令和5年度	601	904	122	237	273

令和7年度		区分				
		1号	2号	3号		
				0歳児	1歳児	2歳児
量の見込み(a)		549	925	191	257	299
確保方策(b)	特定教育・保育施設	335	814	141	205	244
	うち認定こども園	130	168	15	25	40
	確認を受けない幼稚園	255				
	企業主導型保育施設の地域枠			7	9	6
	小規模保育			13	16	21
※過不足分 (b)-(a)		41	-111	-30	-27	-28

令和8年度		区分				
		1号	2号	3号		
				0歳児	1歳児	2歳児
量の見込み(a)		554	933	190	256	284
確保 方策 (b)	特定教育・保育施設	335	914	153	229	268
	うち認定こども園	130	168	15	25	40
	確認を受けない幼稚園	255				
	企業主導型保育施設の 地域枠			7	9	6
	小規模保育			13	16	21
※過不足分 (b)-(a)		36	-19	-17	-2	11

令和9年度		区分				
		1号	2号	3号		
				0歳児	1歳児	2歳児
量の見込み(a)		546	920	189	255	283
確保 方策 (b)	特定教育・保育施設	335	914	153	229	268
	うち認定こども園	130	168	15	25	40
	確認を受けない幼稚園	255				
	企業主導型保育施設の 地域枠			7	9	6
	小規模保育			13	16	21
※過不足分 (b)-(a)		44	-6	-16	-1	12

令和 10 年度		区分				
		1 号	2 号	3 号		
				0 歳児	1 歳児	2 歳児
量の見込み(a)		534	901	188	253	282
確保 方策 (b)	特定教育・保育施設	335	914	153	229	268
	うち認定こども園	130	168	15	25	40
	確認を受けない幼稚園	255				
	企業主導型保育施設の 地域枠			7	9	6
	小規模保育			13	16	21
※過不足分 (b)-(a)		56	13	-15	1	13

令和 11 年度		区分				
		1 号	2 号	3 号		
				0 歳児	1 歳児	2 歳児
量の見込み(a)		524	884	187	252	280
確保 方策 (b)	特定教育・保育施設	335	914	153	229	268
	うち認定こども園	130	168	15	25	40
	確認を受けない幼稚園	255				
	企業主導型保育施設の 地域枠			7	9	6
	小規模保育			13	16	21
※過不足分 (b)-(a)		66	30	-14	2	15

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込及び提供体制の確保

(1) 量の見込及び提供体制の確保方策の考え方

量の見込及び提供体制の確保方策は、計画期間中（令和7年度～令和11年度）の人口推計、保護者へのニーズ調査結果、各事業の前期計画時（令和2年度～令和6年度）の利用実績などをふまえて設定しました。

※確保方策＝量の見込に対して供給できるサービス等の量を示しています。

(2) 事業ごとの量の見込と提供体制

①地域子育て支援拠点事業

市内に5か所ある子育て支援センターは、就学前の子どもと保護者の居場所となる交流の場であるとともに、子育てに関する相談対応や情報と学習機会の提供などを行います。

単位：人回／月※年間延べ利用回数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績値	602	674	866	1,344

単位：人回／月（※延べ利用回数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(a)	1,333	1,305	1,298	1,291	1,285
確保方策（か所）	5	5	5	5	5

②時間外保育事業（延長保育事業）

通常保育を利用する家庭を対象に、通常保育時間帯を超えて保育を必要としている児童の保育を行います。

単位：人 ※実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績値	423	451	536	536

単位：人 ※実人数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(a)	507	504	499	492	486
確保方策(b)	507	504	499	492	486
過不足分 (b)-(a)	0	0	0	0	0

③幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼稚園において、通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に行う預かり保育の事業です。

単位：人日／年※年間延べ利用人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績値	17,568	19,024	19,374	21,104

単位：人日／年※年間延べ利用人数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(a)（1号認定）	1,138	1,148	1,132	1,108	1,087
量の見込み(a')（2号認定）	18,487	18,652	18,385	18,004	17,661
確保方策(b)	19,625	19,800	19,517	19,112	18,748
過不足分 (b)- {(a)+(a')}	0	0	0	0	0

④一時預かり事業（在園児対象型を除く）

【一時預かり事業】

普段家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れの解消などを目的に、一時的に認可保育所（園）で児童を保育します。

【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター／未就学児）】

地域において子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助を行いたい人（協力会員）からなる会員組織により育児の相互援助活動を行います。

単位：人日／年※年間延べ利用人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績値（一時預かり事業）	454	826	536	936
利用実績値（子育て援助活動支援事業）	177	237	161	482

単位：人日／年※年間延べ利用人数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み(a)	1,172	1,148	1,142	1,136	1,130	
確保方策(b)	合計	1,172	1,148	1,142	1,136	1,130
	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	949	930	925	920	915
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	223	218	217	216	215
過不足分 (b)-(a)	0	0	0	0	0	

⑤病児・病後児保育事業

児童の病気回復期で、保育所（園）などでの集団保育が困難であり、保護者が就労の都合などにより家庭で育児ができない場合、一時的にこどもを預かります。

単位：人日／年※年間延べ利用人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績値	103	226	340	835

単位：人日／年※年間延べ利用人数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(a)	895	891	882	870	858
確保方策(b)	895	891	882	870	858
過不足分 (b)-(a)	0	0	0	0	0

⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【就学児】

地域において子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助を行いたい人（協力会員）からなる会員組織により育児の相互援助活動を行います。

単位：人日／年※年間延べ利用人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績値	154	178	174	450

単位：人日／年※年間延べ利用人数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(a)	593	586	580	575	565
確保方策(b)	593	586	580	575	565
過不足分 (b)-(a)	0	0	0	0	0

⑦放課後児童健全育成事業

保護者が日中就労などのために家庭にいない小学生を、放課後などに放課後児童クラブ（学童保育所）で預かり、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

単位：人 ※実人数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績値	合計	661	696	680	691
	1年生	225	232	221	257
	2年生	188	205	189	193
	3年生	143	140	163	129
	4年生	77	82	71	74
	5年生	21	27	32	25
	6年生	7	10	4	13

単位：人 ※実人数		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み (a)	合計	733	732	727	728	718
	1年生	252	259	256	254	255
	2年生	204	197	201	214	198
	3年生	177	174	169	164	168
	4年生	71	71	69	67	67
	5年生	15	19	20	17	18
	6年生	14	12	12	12	12
確保方策(b)	合計	760	760	760	760	760
過不足分 (b)-(a)		27	28	33	32	42

⑧子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病やその他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う保護を行います。

単位：人日／年※年間延べ利用人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績値	7	7	30	81

単位：人日／年※年間延べ利用人数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(a)	72	72	72	72	72
確保方策(b)	72	72	72	72	72
過不足分 (b)-(a)	0	0	0	0	0

⑨子育て世帯訪問支援事業【令和6年度開始】

子育て等に対して不安や負担を抱える家庭に対して支援員を派遣し、家事支援などの必要な支援を行うことによって、家庭や養育環境を整えます。

単位：人/日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20

⑩利用者支援事業（基本型・特定型）

こどもや保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所（園）での教育・保育や、一時預かりなどの地域子育て支援事業のほか、医療や福祉サービスなどを円滑に利用できるよう、相談や情報提供などの支援を身近な場所で行います。

単位：か所	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	基本型	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0

⑪利用者支援事業（こども家庭センター型）

児童福祉と母子保健が一体となったこども家庭支援センターの窓口で、家庭相談員や保健師などの専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでのこども・子育てに関するさまざまな相談に応じ、切れ目のない支援を行います。

単位：か所	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

⑫妊婦健康診査

妊娠中に必要な健康診査を受診できるように援助し、妊娠中の経過を見守るとともに、異常の早期発見・早期治療につなげます。

単位：人/年※年間延べ利用人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績値	4,313	3,924	3,990	3,659

単位：人/年※年間延べ利用人数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,749	3,727	3,706	3,685	3,664
確保方策	3,749	3,727	3,706	3,685	3,664

⑬乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。

単位：人/年 ※実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績値	367	361	338	347

単位：人/年 ※実人数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	347	345	343	341	339
確保方策	347	345	343	341	339

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

基本目標の実現にむけて、こども家庭支援センターを中心に、庁内各部局が横断的に関わりながら取り組んでいきます。

また、行政だけでなく、家庭や地域、事業所などの多様な主体が関わることで、健やかにこどもが育ち、快適な子育てができるまちづくりに努めます。

2. 計画の進行管理

年度ごとに計画の点検・評価を行うとともに、計画最終年度は全体の総括を行います。

計画の基本目標や基本方針に基づいて実施される事業の実施状況を把握し、こども・若者及び子育て支援に関する有識者や団体の代表者、市民公募委員などで構成する「小郡市こども・子育て会議」に報告します。

3. 計画の情報提供・周知

小郡市が目指す方針と取組が広く市民と共有できるよう、パンフレットやホームページ、SNSの活用のほか、学習会やイベントなど、様々な機会を通じて周知と啓発を行います。

また、こどもの権利に関しては、教育委員会や学校などの教育機関と連携し、こども達とともに理解を深めていきます。